

令和4年12月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

総務委員長 高 谷 真一朗

総務委員会審査報告書

本委員会に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

○ 委員会開会月日

- (1) 令和4年10月6日
- (2) 令和4年11月15日
- (3) 令和4年12月8日
- (4) 令和4年12月9日
- (5) 令和4年12月21日

○ 付託案件及び審査のてんまつ

1 議案第60号 令和4年度三鷹市一般会計補正予算（第7号）

この議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,115万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ797億7,142万9,000円とするとともに、債務負担行為の補正を行うため、提案されたものであります。

2 議案第62号 令和4年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

この議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,674万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億5,988万円とするため、提案されたものであります。

3 議案第63号 令和4年度三鷹市下水道事業会計補正予算（第1号）

この議案は、収益的収入及び支出にそれぞれ3,592万円を追加し、収入の総額を35億1,261万4,000円、支出の総額を32億3,571万2,000円とするため、提案されたものであります。

以上3件につきましては、関連がありますので一括して審査を進めました。

以上3件の審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・燃料価格高騰等に伴う公共施設の光熱費の増額に係るその他の公共施設における今後の不足発生見込み、国庫支出金等超過収入額返還金の増額に係る返還金の内訳、第一分庁舎空調整備事業に係る半導体不足等による工期や金額への影響等について
- ・高齢者施設等の感染症対策設備の整備支援に係る補助対象事業者見込みが1社のみである理由、待機児童ゼロの継続に向けた学童保育所分室の新規開設に係る児童の安全確保と校舎外への設置の検討等について
- ・職員人件費の増額に係る増の理由、市道路面整備事業に係る余裕期間制度のさらなる活用について
- ・三鷹市大沢野川グラウンドの指定管理に係る利用再開の周知方法、令和5年度小学校自然教室におけるバス借上げ台数の増に係る車内での新型コロナウイルス感染症対策等について
- ・介護保険事業特別会計の前年度精算に伴う補正に係る新型コロナウイルス感染症の影響、下水道事業会計の燃料価格高騰等に伴う下水道施設の電気料の増額に係る今後の電気料の見込み等について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・令和4年度基金運用計画
- ・高齢者施設等の感染症対策設備の整備支援について
- ・待機児童ゼロの継続に向けた学童保育所分室の新規開設について
- ・令和5年度小学校自然教室におけるバス借上げ台数の増について
- ・三鷹市大沢野川グラウンドの指定管理について

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第60号、議案第62号、議案第63号についてそれぞれ採決いたしました。

た結果、以上3件については、いずれも全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

4 議案第52号 三鷹市個人情報保護条例

この議案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正を踏まえ、個人情報の適正な取扱いを確保して個人情報を保護するとともに、個人情報の開示請求等の権利を保障することで、市民の基本的な人権を守るため、提案されたものであります。

5 議案第53号 三鷹市個人情報保護条例の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

この議案は、三鷹市個人情報保護条例の全部改正に伴い、情報公開請求について決定期限の規定を改め、適切な運用を図るための規定を設けるとともに、非常勤の特別職職員について職名の変更及び職の新設をするほか、三鷹市特定個人情報保護条例を廃止することとし、併せて規定の整備を行うため、提案されたものであります。

以上2件につきましては、関連がありますので一括して審査を進めました。

以上2件の審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・ 条例改正による市民への影響、個人情報の適正かつ効果的な活用についての考え方、個人情報保護に関する法律についてのガイドラインに従わなかった場合に想定される問題及びパブリックコメントにおける市民意見の分析等について
- ・ 死者情報の提供に係る提供する情報の範囲及び死者情報の提供に関する取扱要領を作成しなかった場合の影響等について
- ・ 本人等からの直接収集の原則を規定しないことによる影響と今後の収集方法、目的外利用等における適正性の確保及び要配慮個人情報の適切な管理等について
- ・ 開示等の適正な請求を定めることとした理由と権利の濫用に係る判断基準及び開示請求等に対する速やかな決定の担保等について
- ・ 個人情報保護制度運営委員会の委員構成と罰則規定がない理由及び事務の委託等における個人情報の適正な取扱いの確保等について
- ・ 行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等に係る今後の見込み、匿名加工情報、仮名加工情報及び個人関連情報の取扱い方法等について

- ・情報公開条例改正の必要性と実施機関の範囲及び特定個人情報保護条例廃止の理由と廃止による影響等について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市個人情報保護条例 新旧比較表
- ・三鷹市における死者情報の提供に関する取扱要領（案）
- ・公開請求及び開示請求における権利の濫用についてのガイドライン（案）
- ・「個人情報保護法の改正に伴う三鷹市個人情報保護条例及び関連条例の改正・廃止等に関する骨子（案）」に係る市民意見への対応について
- ・三鷹市個人情報保護条例の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（概要）

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第52号について討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 栗原けんじ委員（日本共産党三鷹市議会議員団）

三鷹市個人情報保護条例は、政府が制定したデジタル改革関連法、その1つである個人情報保護法の法改正に基づいて行われるものである。この法改正は、国・自治体が持つ行政保有の個人データを経済成長戦略として利活用することを目的としたものである。この法改正によって、行政保有の個人情報は、保護されるものから利活用されるものとして扱われ、収集も利用も厳格に取り扱われてきた個人情報の保護が損なわれるものとなった。

そもそもこの行政機関が保有している個人情報の収集、利用の原則は、1、利用の目的の特定、2、事前の本人の同意、3、利用目的の範囲内での収集である。政府が実施した個人情報保護法の改正は、この個人情報の収集、利用の原則を逸脱したもので、到底認めることのできないものである。

個人情報を保有する基礎自治体の責務は、個人情報の厳格な保護、管理、所有である。この立場から、個人情報の利活用を目的として法改正された個人情報保護法の法改正に基づいた本条例改正は、個人情報の厳格な保護を後退させるものであり、認められない。

本条例は、個人情報保護制度運営委員会を設置するが、法改正による利活用を目的とした改正法に基づいており、個人情報の民主的な統制管理が形骸化する。民主的な統制の役割を果たしてきた現行条例の個人情報保護委員会の権限の縮小、

廃止に反対する。現行条例による個人情報保護制度の適正な運用を図り、濫用を防止し抑止すべきである。

また、本条例で実施を見送った匿名加工情報制度及び仮名加工情報制度は、個人情報を利用するために施されるものであり、どんなに加工をしても民間の情報など、公民情報を多重に突き合わせ、プロファイリング、スコアリングすることにより、情報の個人の特定可能性が高まる。匿名加工情報制度及び仮名加工情報制度の条項がある法改正に基づいた条例では、個人情報の特定につながる匿名加工情報制度及び仮名加工情報制度の将来実施の可能性を残すものになり、個人情報は保護される保証がない。

三鷹市は、現行の三鷹市個人情報保護条例の条項を維持して、個人情報の収集、利用の原則を厳守し、個人情報の厳格な保護をすべきである。

以上の理由から、現行の三鷹市個人情報保護条例の個人情報の保護を後退させ、形骸化させる本三鷹市個人情報保護条例（全部改正）に反対する。

(2) 野村羊子委員（いのちが大事）

議案第52号 三鷹市個人情報保護条例及び議案第53号 三鷹市個人情報保護条例の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例、併せて討論する。

これらの議案は、国の個人情報保護法「改正」を受け、三鷹市個人情報保護条例を全部「改正」するものである。それに絡んでの関係条例の整備も入っている。

「改正」の根拠とされた法は、事業者によるデータ利活用を優先し、権利としての個人情報保護の後退、地方自治、条例制定権否定につながるものである。2021年2月、参議院で平井卓也デジタル担当大臣（当時）が、「個人情報保護条例はリセットする」と発言したことに個人情報保護法「改正」の狙いが如実に表れている。すなわち、個人情報保護法「改正」そのものが、自治体が先駆的に守ってきた個人情報保護、プライバシー権、自己情報コントロール権など、個人の基本的人権の尊重が不十分な状態であり、データの利活用、ひいてはデジタル監視社会へと踏み出すものなのである。

三鷹市個人情報保護条例は、国の個人情報保護法の全面施行（2005年）より18年も前の1987年12月25日に制定された優れた条例である。地方における個人情報保護行政においては、先駆的な役割を果たしてきている。そのような中での、国の「改正」法共通ルールとして、ガイドライン等に縛られる中での条例「改正」は、個人の権利の保障の観点からデータの利活用の観点への転換となるもので、地方自治が侵されるものとなっていると言わざるを得ない。

改めて、今回の法「改正」、それに伴って行われる本条例全部「改正」の問題点を指摘する。1、個人情報の本人からの直接収集の原則がない。2、センシティブ情報の収集禁止の原則がない。3、市民の請求権を制限する「権利を濫用することなく」との条文を追加したこと。4、個人情報を生存する個人に関する情

報と限定し、保護すべき権益を制限した。5、目的外利用、外部提供の原則禁止はされているが、相当な理由があれば、行政の事務事業遂行上必要な場合に利用、提供が可能としている。6、外部委託、外部提供、目的外利用の判断は行政の長が行い、第三者が関わらない。7、情報開示期間の請求から決定までの期間を、現行の15日以内を30日としたこと。

死者の個人情報について要領を策定し、遺族等の利用を可能としたが、条例策定によって死者の情報そのものの保護等はうたわなかった。

権利の濫用については、判断基準としてガイドラインが示されたが、基本指針は当然なことを明記したのみである。クレーム事例が示されているが、これは情報公開の問題ではなく、クレーム対応に組織としてどう向き合い、当該職員を守るかの問題である。このような別の案件を、市民の知る権利の情報公開の権利を制限することに使ってはならない。

個人情報保護委員会は名称変更して残置するが、事前に意見を述べることもできないのでは、行政裁量の民主的統制を否定するものである。

国による条例画一化は、地方自治、自治体主権、条例制定権の否定の重大問題である。地方公共団体は地域の特性、実情に応じて必要な個人情報保護の施策を実施することが義務づけられていることから、国が制約することは越権行為である。何回かの協議の末、名称を残したことなどは一定の評価はするが、国の統制に屈服することは、今後、他の施策でも自治体独自の事業実施が危うくなることを懸念する。

基本的人権としての知る権利、個人情報の開示請求権の保障を求め、改めて国の地方自治、地方分権の破壊に抗議の意を表明し、これらの条例案に反対する。

以上の討論の後、議案第52号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

次いで、議案第53号について討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 栗原けんじ委員（日本共産党三鷹市議会議員団）

三鷹市個人情報保護条例の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例は、政府が推進する個人情報利活用を目的とした個人情報保護法に基づく三鷹市個人情報保護条例の全部改正に合わせて規定の整備をするためのものであり、個人情報の保護機能を形骸化させる。

また、三鷹市特定個人情報保護条例を廃止することは、社会保障や税などの個

人の重要な情報である特定個人情報も利活用する情報として個人情報保護法が規定する個人情報と同様に取り扱い、その保護を後退させ、形骸化させるものである。三鷹市特定個人情報保護条例の廃止に反対する。

以上の理由から、三鷹市個人情報保護条例の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例に反対する。

以上の討論の後、議案第53号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

6 4 陳情第6号 「消費税インボイス制度の実施再考を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情について

三鷹市所在
消費税廃止三鷹各界連絡会
代表 沢崎 郁夫 ほか 1人 提出

委員会は本件審査に当たり、陳情者からの補足説明を聞きました。

また、委員会は陳情者より

- ・STOP！インボイス（皆さんから寄せられた「当事者の声」の一部）
- ・一人親方で免税事業者の皆さんへの「インボイス」アンケート（第2回）
- ・消費税はそもそもどういう税金か（2023年版）

の資料の提出を受け、審査を進めました。

次いで、討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 池田有也委員（三鷹市議会令和山桜会）

インボイス制度は、複数税率に対応した消費税の仕入れ税額控除の方式として導入されるものであり、インボイスによって税額が明確になることや中小・小規模事業者にとっても適正な価格転嫁が行いやすくなるといったメリットも期待される。

また、消費税は社会保障を維持していくための重要な財源であり、国に納める

べき消費税が事業者の手元に残る、いわゆる益税を防ぐことで、消費税が抱える制度的な矛盾の解消にもつながる。

少子高齢化が進展する中で、社会保障制度の持続性と財政健全化を達成するため、複数税率の下で適正な課税を行うためにも必要な制度であることから、本陳情に反対する。

(2) 寺井 均委員（三鷹市議会公明党）

消費税は社会保障や子育て支援の恒久的安定財源として必要であり、軽減税率も市民の負担軽減のためであり、取引の正確な消費税額と消費税率を把握し、その運用を公平・公正にするためにもインボイス制度の導入は必須と考える。

しかし、インボイス制度は、品目ごとの税率を明記した請求書で、来年10月からは、事業者が消費税を納める際、仕入れにかかった税額を差し引くにはインボイスが必要になり、発行できるのは消費税納付の義務を負う課税事業者に限られる。義務がない売上高1,000万円以下の免税事業者が取引先の要求などからインボイスを発行するために課税事業者に転換する場合、税負担が重くなるとの懸念があり、小規模な事業者が税負担分を取引価格に上乗せするのは難しい現実がある。

こうした懸念を払拭するために、免税事業者から課税事業者に転換するときに生じる負担増について、税制上の措置で影響を緩和、最小化するための処置を行うべきと申し述べ、本陳情には反対する。

〔賛成討論〕

(1) 栗原けんじ委員（日本共産党三鷹市議会議員団）

政府が2023年10月から導入を予定しているインボイス（適格請求書）制度は、数百万もの小規模事業者やフリーランスで働く人々に、インボイスを発行するために消費税課税事業者になることを余儀なくさせ、深刻な負担増をもたらす。全国で70万人の会員がいるシルバー人材センターの経営も脅かされる。多くの中小事業者の団体が中止や見直しを求め、全国自治体から中止・延期などの救済を求める意見書が提出されている。

2021年度の消費税の新規滞納発生額は5,121億円となり、コロナ前の2019年度に比べて1,000億円以上も増えている。コロナ禍で今後インボイス制度を実施すれば、消費税が払えなくて倒産、廃業する事業者が続出し、生計が成り立たなくなる事業者が増加する。

日本共産党は、不公平税制の消費税の廃止、緊急に5%への減税を求めるとともに、負担と混乱をもたらすインボイス制度の導入は中止すべきと考える。

陳情にあるように、インボイス制度は中小零細事業者やフリーランスなどに廃業と倒産の悪影響を与え、経済活性化にも反する制度である。陳情者から事業者

の現場の声を聞いてほしい、見直しとしてこの物価高騰、不況下の中、来年10月実施の延期とのお考えも示された。この声をしっかり国は受け止めるべきである。

よって、インボイス制度の導入見直しを強く求めている本陳情に賛成する。

(2) 野村羊子委員（いのちが大事）

2023年10月導入予定のインボイス制度は、消費税制度のルール変更である。複数税率に対応するためとしているが、今までも対応可能で不都合は生じていなかった。

消費税の納税義務者は、消費者ではなく事業者である。税制改革法第10条第2項では、消費税の本質的課税標準は、あくまで課税売上げから課税仕入れ額を差し引いた金額（付加価値額）であると規定している。課税仕入れ額を計算するには、請求書や領収書、帳簿があれば事足りていた。

わざわざインボイス制度を導入するのは、電子帳簿方式とか、請求書も保存させることと併せて国が全ての取引を管理、監視したいからにほかならない。フリーランスや個人請負を含む売上げ1,000万円以下の零細事業者は、今まで免税事業者であった。そこからも消費税を搾り取ろうとするものである。

一方で、巨大輸出事業者は、消費税を支払わないばかりか、巨額な還付金を受けている。また、消費税控除のできない人件費を節約するために、大企業は正規雇用を減らし、消費税控除のできる派遣等へ切り替え、結果的に雇用の破壊が、労働者の年収、可処分所得の引下げが起きている。

複数税率が導入されても、消費者、国民の負担は変化がなかった。製造原価、原材料の価格のほうが影響が大きいからである。

一方で、滞納が多いのも消費税である。赤字であっても支払わなければならない。それは、売上げ以外からの、貯金を切り崩すなどして、税の支払いをする必要があるからである。

多くの零細事業者に影響が大きいインボイス制度は、不公平税制である消費税という制度も相まって、必要がない。

憲法上の応能負担に違反しているこの消費税制度そのものを再考すべきであるということを述べて、本陳情に賛成する。

以上の討論の後、4陳情第6号について採決いたしました結果、本件については、賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

7 所管事務の調査について

I C T ・ D X （デジタルトランスフォーメーション） ・ 地方分権 ・ 危機管理と市民サービスに関すること

本件については、なお調査の必要がありますので、議会閉会中の継続審査の議決をお願いいたします。